別添

災害応急対策活動等に関する基本協定【工事】　募集要領

「災害応急対策活動等に関する基本協定【工事】」について基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

基　本　協　定　締　結　説　明　書

１．協定概要

（１）協 定 名　災害応急対策活動等に関する基本協定【工事】

（２）活動場所　三次河川国道事務所において管理する一級河川江の川水系（別図－１）、一般国道５４号（別図－２）、中国横断自動車道尾道松江線（別図－３）、灰塚ダム（別図－４）並びに国営備北丘陵公園（別図－５）における災害応急対策活動等への協力を原則とする。ただし、不測の事態が生じた場合は活動場所以外での活動を要請する場合もある。

（３）活動内容　三次河川国道事務所所管施設において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、貴社で保有される建設機械、資材及び労力等により応急対策活動を実施するものである。また、緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法第７６条の６（以下、「災対法」という。）に基づき、移動命令の伝達、周知のための立て看板の設置、車両等の移動、土地の一時使用・障害物の処分の措置（以下、「車両移動等の措置」という。）も実施する。

（４）協定期間　令和　７年　４月　１日　～　令和　９年　３月３１日(2ヶ年とする)

（５）出動要請　基本協定に基づく出動要請を行う時点で応募資格の内容を満足していない場合は、契約の相手方として選定できない場合がある。

２．応募資格

応募資格は、以下のとおりであること。

（１）　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

（２）中国地方整備局における令和７・８年度に建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を令和７年１月１５日までに行っていること。なお、令和　７年　４月　１日において、中国地方整備局における令和７・８年度の一般競争（指名競争）参加資格の「一般土木工事」、「維持修繕工事」、「舗装工事」又は「法面処理工事」（土木関係）、「電気設備工事」又は「通信設備工事」（電気通信関係）の認定を受けていなければならない。

令和７・８年度建設工事に係る一般競争参加資格の申請をインターネットにより行っている場合には、「令和７・８年度受付票」「申請書①」を出力した写しを本業務の競争参加資格確認申請書に添付して提出すること。
また、申請を郵送により行っている場合には、提出した申請書（様式①－１，様式①－２）の写しを本業務の競争参加資格確認申請書に添付して提出すること。

ただし、競争参加資格確認申請書提出時点で、一般競争参加資格の申請が未了の場合は、申請後、インターネット若しくは郵送で提出した一般競争参加資格申請書の写しを令和７年１月１５日までに速やかにメール等で送付するとともに電話連絡すること。提出先及び連絡先は、提出先は４.に同じ。

（３）　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（５）　過去15年間（平成22年4月1日以降）の国又は地方公共団体が発注する工事の施工実績（施工中も含む）があること。

（６）　本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。なお、当該活動に専任の義務は有しない。

①　協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において３箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

②【土木関係】

１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・１級建設機械施工技士
・技術士法による技術士（建設部門、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者。
・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

③【電気通信設備関係】

ａ）電気設備

１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・技術士法による技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理

部門（選択科目を電気電子部門、建設部門に係わるものに限る。））の資格を有する者。

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。（建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに示す資格を有するもの（実務経験は「電気工事」））

b）通信設備

１級電気通信工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・技術士法による技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係わるものに限る。））の資格を有する者。

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。（建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに示す資格を有するもの（実務経験は「電気通信工事」））

（７）　基本協定参加資格確認申請書（基本協定参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。）の提出期限の日までに、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

（８）　土木関係は、広島県内（※1）又は島根県内（※２）における建設業法の許可を有する本店又は支店又は営業所（資機材又は労力等を有すること）が存在すること。

ただし、区域については以下のとおりとする。

１）一級河川江の川水系　三次管内下流（※1）

２）一級河川江の川水系　三次管内上流（※1）

３）一般国道５４号　三次市区間（※1）

４）一般国道５４号　安芸高田市区間（※1）

５）尾道松江線南部（尾道料金所～三良坂ＩＣ）（※1）

６）尾道松江線中部（三良坂ＩＣ～広島・島根県境）（※１）

７）尾道松江線北部（広島・島根県境～三刀屋木次ＩＣ）（※２）

８）灰塚ダム管理支所管内（※１）

９）国営備北丘陵公園内（※１）

電気通信設備関係は、中国地方整備局管内に建設業の許可を有する本店、支店又は営業所があること。

（９）　令和　７年　４月　１日時点において三次河川国道事務所が発注した維持工事又は保守工事（電気通信設備関係の場合は保守業務等）を請け負った場合には、請け負った維持工事・保守工事区域については協定締結の対象から除外する。ただし、他工区の維持工事又は保守工事区域については、協定の締結は出来る。

３．基本協定締結者の決定方法

（１）基本協定の締結は、２．に掲げる応募資格を満たしている方と行う。なお、協定は２区域（２箇所）まで締結することができる。（電気通信設備関係は、重複の制限は無い。）ただし、１区域（１箇所）の災害応急対策活動は最低１班５名体制を想定している。（電気通信設備関係は、活動の班編成の想定は無い。）

（２）提出資料の内容に関するヒアリングを実施する場合がある。

（３）非選定の結果については、書面により通知する。

（４）基本協定締結者の担当区域希望調査票【別紙－１】を基に各区域の協力業者数の平準化が図れるように担当区域を決定する。

４．担当部局

〒７２８－００１１　広島県三次市十日市西六丁目２－１

国土交通省中国地方整備局　三次河川国道事務所　調査設計課

ＴＥＬ　０８２４－６３－４１２１　内線４０７、４５０

ＦＡＸ　０８２４－６３－０２１０

Eメール miyoshi-kyoutei@cgr.mlit.go.jp

５．応募資格の確認等

（１）申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、次の資料を作成し提出すること。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式１】

②過去の施工実績【別記様式２】

※確認できる書類（CORINS又は契約書等の写し）を提出すること。

③技術者の資格

土木関係【別記様式３】

電気通信設備関係【別記様式４】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出すること。なお、複数の技術者を登録することは可能である。

④本店又は支店、営業所及び資機材置き場の位置図【別紙－２のダウンロード用エクセルデータに記入用図面を添付。または任意の図面。】

※建設業法の許可を有する本店又は支店、営業所及び資機材置き場の位置が認識ができる図面を提出すること。（位置の確認が出来るよう、図面には位置の住所も記載下さい。）

⑤担当区域希望調査票【別紙－１】

※基本協定は最大２区域（２箇所）まで締結できるので、希望する優先順位を最大５箇所まで記載すること。

⑥災害時確保可能資機材確認表【別紙－２】

※災害時に確保可能な資機材について確認するため提出すること。なお、様式については三次河川国道事務所ホームページよりダウンロードのうえ作成すること。

⑦緊急時連絡先体制表【別紙－３】

※出動要請時に連絡出来るよう、優先順位を付け記載下さい。
なお様式は、別紙－２のダウンロード用エクセルデータに添付。
④⑥⑦の作成データについては､担当部局担当者にメールで送信下さい。

（２）申請書の提出期限

申請書については、以下のとおり提出すること。

①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）とする。

②受付期間：令和　６年１２月２４日（火）から令和　７年　２月１４日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から16時30分までとする。

③提出場所：４．に同じ。

（３）申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、メールで行うこと。

①提出方法：メール

②受領期間：令和　６年１２月２４日（火）から令和　７年　１月１７日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から16時30分までとする。

③提出場所：４．に同じ。

（４）（３）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行う。

①期　　間：質問を受理してから適宜に､令和　７年　１月２４日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②場　　所：４．に同じ。

（５）その他

①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となる。

②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しない。また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしない。

③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しない。

④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は認めない。

⑤協定の相手方として選定されない者に対しては、令和　７年　３月　７日（金）までに通知する。

⑥協定の相手方として選定された者に対しては、別添「災害応急対策活動等に関する基本協定（案)」に基づき協定を締結することとなるが、締結時には第４条第１項について併せて報告すること。

（別記様式１）

（用紙Ａ４）

基 本 協 定 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和　７年〇〇月〇〇日

担当官
　中国地方整備局
　　三次河川国道事務所長　北木　清治　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

　令和　６年１２月２４日付けで募集のありました「災害応急対策活動等に関する基本協定【工事】」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。
　なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

１　基本協定締結説明書５．(1)②に定める過去の施工実績を記載した書面

２　基本協定締結説明書５．(1)③に定める技術者の資格等を記載した書面

３　基本協定締結説明書５．(1)本店又は支店、営業所及び資機材置き場の位置図

４　基本協定締結説明書５．(1)⑤別紙－１の１，１の２『担当区域希望調査票』

５　基本協定締結説明書５．(1)⑥別紙－２『災害時確保可能資機材確認表』

６　基本協定締結説明書５．(1)⑦別紙－３『緊急時連絡先体制表』

※電気通信設備関係については、上記の１，２，４，６のみ

問い合わせ先
　担当者　：　中国　太郎
　部　署　：　〇〇本店　〇〇部　〇〇課
　電話番号：　（代）〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇　（又は直通電話番号）
　　ＦＡＸ:〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇　　E ﾒｰﾙ:〇〇〇〇@〇〇〇〇

（別記様式２）　　（用紙Ａ４）

過 去 の 施 工 実 績

［記入例］　　会社名：

工事名称等	工　事　名	
	発注機関名	
	受注者名	
	施工場所	（都道府県名・市町村名）
	最終請負金額	
	工　期	平成　　年　　月　～　平成　　年　　月
	受注形態	単体／ＪＶ（出資比率）
工事内容	構造形式、 規模・寸法、 使用機材・数量、 施工方法、等	
ＣＯＲＩＮＳへの登録の有無		有り（登録番号を明記）又は無し

注）・CORINS登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。
・CORINSに登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事実績が確認できる書面（工事の実績が確認できる契約書類／施工計画書及び図面等）の写しを添付すること。CORINSデータに数量等が登録されていない場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付すること。図面はＡ３以下に縮小のこと。
・記入する施工実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。

コメント欄 （特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。）

（別記様式３）

技　術　者　の　資　格

［記入例］　　会社名：

技術者の氏（フリガナ）名		技術者　○○ ○○ ○○ ○○ ○ ○ ○ ○
生年月日（和暦）		昭和○○年○○月○○日
最終学歴		○○大学　○○科　○○年卒業
法令等による資格・免許		１級土木施工管理技士（取得年及び登録番号）
貴社に在籍される技術者数	一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者	
	二級土木施工管理技士又は二級建設機械施工管理技士	
	その他	

・貴社に在籍される技術者を実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、２．（６）②に示す資格のことです。

・基本協定説明書の２．（６）以外の技術者を保有している場合は、上記「その他」の欄に資格名と人数を記入して下さい。

コメント欄 （特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。）

（別記様式４）

技　術　者　の　資　格

［記入例］　　会社名：

技術者の氏（フリガナ）名		技術者　○○ ○○ ○○ ○○ ○ ○ ○ ○
生年月日（和暦）		昭和○○年○○月○○日
最終学歴		○○大学　○○科　○○年卒業
法令等による資格・免許		１級電気工事施工管理技士・ １級電気通信施工管理技士 （取得年及び登録番号）
貴社に在籍される技術者数	１級電気工事施工管理技士・１級電気通信工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者	
	その他	

・貴社に在籍される技術者を実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、２．（６）③に示す資格のことです。

・基本協定説明書の２．（６）以外の技術者を保有している場合は、上記「その他」の欄に資格名と人数を記入して下さい。

コメント欄 （特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。）

別紙－１の１『担当区域希望調査票』（土木）

（用紙Ａ４）

協定締結を希望する区域について、協定締結を希望する順位を記載すること（区域名については、別図－１、別図－２、別図－３及び別図－４並びに別図－５の『（河川・道路・ダム・公園）災害応急対策担当区域図』を参照）。

種類	区　域　名	希望される順位	建設資機材の搬入時間
河川関係	一級河川江の川水系（三次管内下流）	第　　希望	h
	一級河川江の川水系（三次管内上流）	第　　希望	h
道路関係	一般国道54号　三次市区間	第　　希望	h
	一般国道54号　安芸高田市区間	第　　希望	h
	中国横断自動車道尾道松江線南部(尾道料金所～三良坂IC)	第　　希望	h
	中国横断自動車道尾道松江線中部(三良坂IC～広島･島根県境)	第　　希望	h
	中国横断自動車道尾道松江線北部(広島･島根県境～三刀屋木次IC)	第　　希望	h
ダム	灰塚ダム管理支所管内	第　　希望	h
公園	国営備北丘陵公園内	第　　希望	h

※１.建設資機材等の搬入場所は、別図－1～５に想定場所を記入していますので、そこまでの大凡の搬入時間を記載下さい。（記入例：1.5ｈ、場所が分散なら平均時間。）

※２．災害時には通行止め区間の発生の恐れがありますが、通行止め区間が無いものとして、最短ルートでの搬入時間を記入下さい。

※３．希望される順位に第〇希望と記載して下さい。（最大５区域）

※４．基本協定は最大２区域までの締結を考えています。

※３．各区域の協定締結条件として、基本協定締結説明書の２．（８）の条件を満たす必要があります。

別紙－１の２　『担当区域希望調査票』（電気通信）

（用紙Ａ４）

協定締結を希望する区域について、協定締結を希望する工事種別欄に、希望する区域、工事内容を適宜記載すること。

種類	希望される区域	希望される工事内容
電気	○○市内、○○県内など	照明、受変電、発電機　など
通信	○○市内、○○県内など	光ケーブル、カメラ、伝送装置 情報板、トンネル警報　など

別紙－２　『災害時確保可能資機材確認表』　（用紙Ａ４）

○災害時確保可能資機材確認表

・業者名－ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・機材及び資保管場所の住所－　機材：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資材：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※1.保管場所が特定出来る住所を記載下さい。※2.複数箇所ある場合は、複数箇所合計数量を記載下さい。

【災害時確保可能　**機材**　確認表】

企業名	ﾊﾞｯｸﾎｳ													
	0.1m3級	0.12m3級	0.13m3級	0.15m3級	0.2m3級	0.25m3級	0.28m3級	0.45m3級	0.7m3級	0.8m3級	1.6m3級	0.1m3級 0.9t吊 ｸﾚｰﾝ機能付	0.25m3級 1.7t吊 ｸﾚｰﾝ機能付	0.45m3級 2.9t吊 ｸﾚｰﾝ機能付
	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
※記載例 ○○建設（株）						3								

※自社保有の数量を記入して下さい。なお商社（協力企業）保有分の場合は数量の横に（協）を記載願います。

ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ				ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞ（ﾀｲﾔｼｮﾍﾞﾙ）									
15t級	8t級	4t級	3t級	1.7m3	1.4m3	1.3m3	1.2m3	1.0m3	0.9m3	0.8m3	0.6m3	0.4m3	0.3m3
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
				2									

ﾓｰﾀｰｸﾞﾚｰﾀﾞ			ﾗﾌﾀｰｸﾚｰﾝ			ﾛｰﾗｰｸﾚｰﾝ	ﾀｲﾔﾛｰﾗ	振動ﾛｰﾗ		ﾀﾝﾊﾟ	ﾌﾟﾚｰﾄ
3.1m級	3.4m級	3.7m級	4.8t吊	25t吊	50t吊	100t吊	8～20t	0.5～1.1t	3～4t	50～100kg	30kg
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台

ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ				備考 （その他保有機材等）
10t	4t	3t	2t	
台	台	台	台	
	4			・ﾄﾗｯｸｸﾚｰﾝ付き（吊4t）1台　・ｾﾐﾄﾚｰﾗ（11t）1台　・発動発電機（45KVA）2台

【災害時確保可能　**資材**　確認表】

企業名	鋼矢板			H型鋼（杭用）			H型鋼（山留材）						
	Ⅱ型	Ⅲ型	軽量	300型	350型	400型	100型	150型	200型	250型	300型	350型	400型
	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m
※記載例 ○○建設（株）											10m×30本 5m×10本		

※自社保有の数量を記入して下さい。なお商社（協力企業）保有分の場合は数量の横に（協）を記載願います。

砕石 RC-40	砂	真砂土	生アス	鋼管ﾊﾟｲﾌﾟ		土のう袋				ﾊﾞﾘｹｰﾄﾞ		ﾌﾞﾙｰｼｰﾄ	
						普通		大型					
m^3	m^3	m^3	m^3／日	m	本	枚		枚		規格	台	規格	枚
		500		φ50×3m	200	普通	100	耐候性	50	A型	6	9m×10m	6
						耐久性	50						

備　考 （その他保有資材等）
・根固ﾌﾞﾛｯｸ（2t）10個　・角鋼管（50×50：1.5m）N=500本　・ｶﾗｰｺｰﾝ（H700mm×380mm）N=20個

※赤字は記入例。削除して記入下さい。

※様式は、HPページよりダウンロード下さい。

本店又は支店、営業所及び資機材置き場の記入用位置図
（別紙－２　ダウンロード用エクセルデータに添付）
（添付図の大きさは各図A4です　提出は用紙Ａ４）

災害協定業者資機材置き場位置図　1／5(広島県)

災害協定業者資機材置き場位置図　2／5(広島県)

災害協定業者資機材置き場位置図　3／5(広島県)

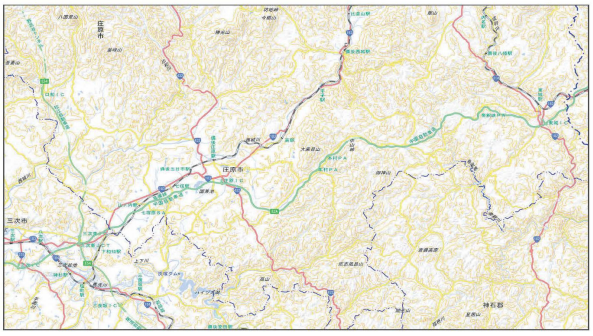

災害協定業者資機材置き場位置図　4／5(広島県)

災害協定業者資機材置き場位置図　5／5(島根県)

別紙－３　『緊急時連絡先体制表』　　（用紙Ａ４）

【出動要請連絡者優先順位】

業　者　名	
基地とする会社組織	本社又は○○支店又は○○営業所
基地組織の電話番号	
基地組織のFAX番号	

緊　急　時　連　絡　先		
優先順位	氏　　名	携帯電話番号等 メールアドレス
1		
2		
3		
4		
5		
6		
・		
・		
・		

※1．原則3名以上ご記載願います。
※2．（土木）原則連絡者は、広島県、島根県内の営業所等に在籍している方をご記載ください。
※3．（電気通信）原則連絡者は、中国地方整備局管内に在籍している方をご記載ください。

（様式は、別紙－２　ダウンロード用エクセルデータに添付）

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。※本チェックリストの提出は必要ありません。

□ 基本協定参加資格確認申請書（別記様式１）　→必須提出

会社の施工実績関係（共通）
□ 過去の施工実績（別記様式２）　→必須提出
□ 施工実績を確認できる書面（ＣＯＲＩＮＳ又は契約書等の写し）　→必須提出
□ 工事成績評定通知書の写し
→当該工事実績が大臣官房官庁営繕部発注の工事又は地方整備局発注の工事の場合は必須提出
□ 一般競争参加資格認定通知書の写し　→必須提出

技術者の資格・経験（共通）
□ 技術者の資格（別記様式３又は４）　→必須提出
□ 直接的かつ恒常的(３箇月以上)な雇用関係が確認できる資料
→（健康保険被保険者証、監理技術者証等）
□ 技術者の資格を証明する書面の写し　→必須提出

技術資料（土木）
□ 別紙－１の１　『担当区域希望調査票』　→必須提出
□ 別紙－２　『災害時確保可能資機材確認表』　→必須提出
※データも必要です。ダウンロードしたエクセルデータの書式は変更しないこと
□ 本店又は支店、営業所及び資機材置き場の位置図　→必須提出
※データも必要です。ダウンロードした図面又は任意の図面
□ 別紙－３　『緊急時連絡先体制表』　→必須提出
※データも必要です。ダウンロードした書式に準拠
□ その他説明用詳細な地図等参考資料　→必要に応じ提出

技術資料（電気通信）
□ 別紙－１の２　『担当区域希望調査票』　→必須提出
□ 別紙－３　『緊急時連絡先体制表』　→必須提出
※データも必要です。ダウンロードした書式に準拠
□ その他参考資料　→必要に応じ提出下さい。

※１．これらの添付資料が未提出の場合、施工実績、資格、工事経験等が無効（参加資格無し）となりますので、ご注意下さい。
※２．ダウンロードし作成したエクセルデータ等については、基本協定締結説明書、４．担当部局担当者宛に、メールで送信下さい。

別図－１　『河川災害応急対策担当区域図』

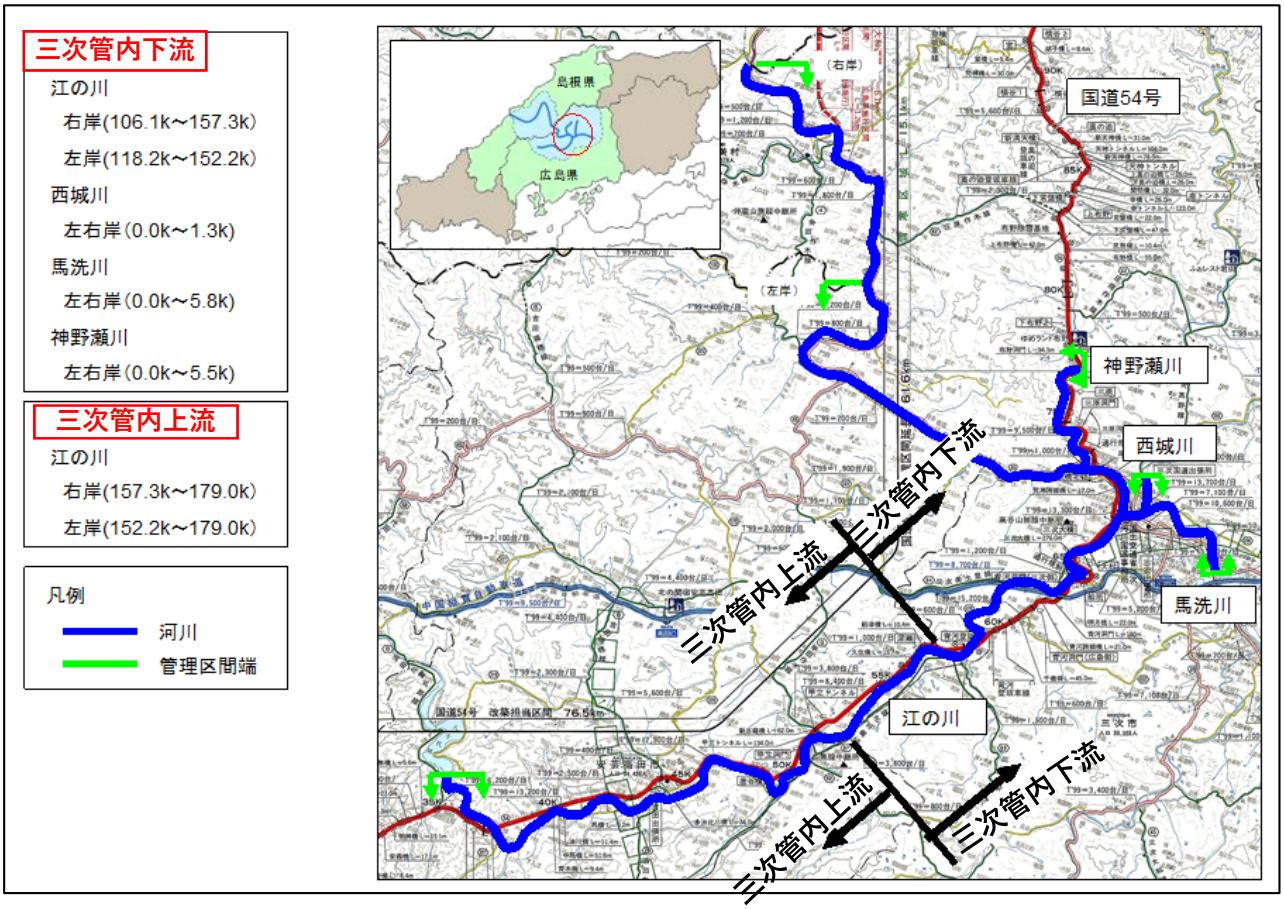

【参考図】三次河川国道事務所管内図（略図）

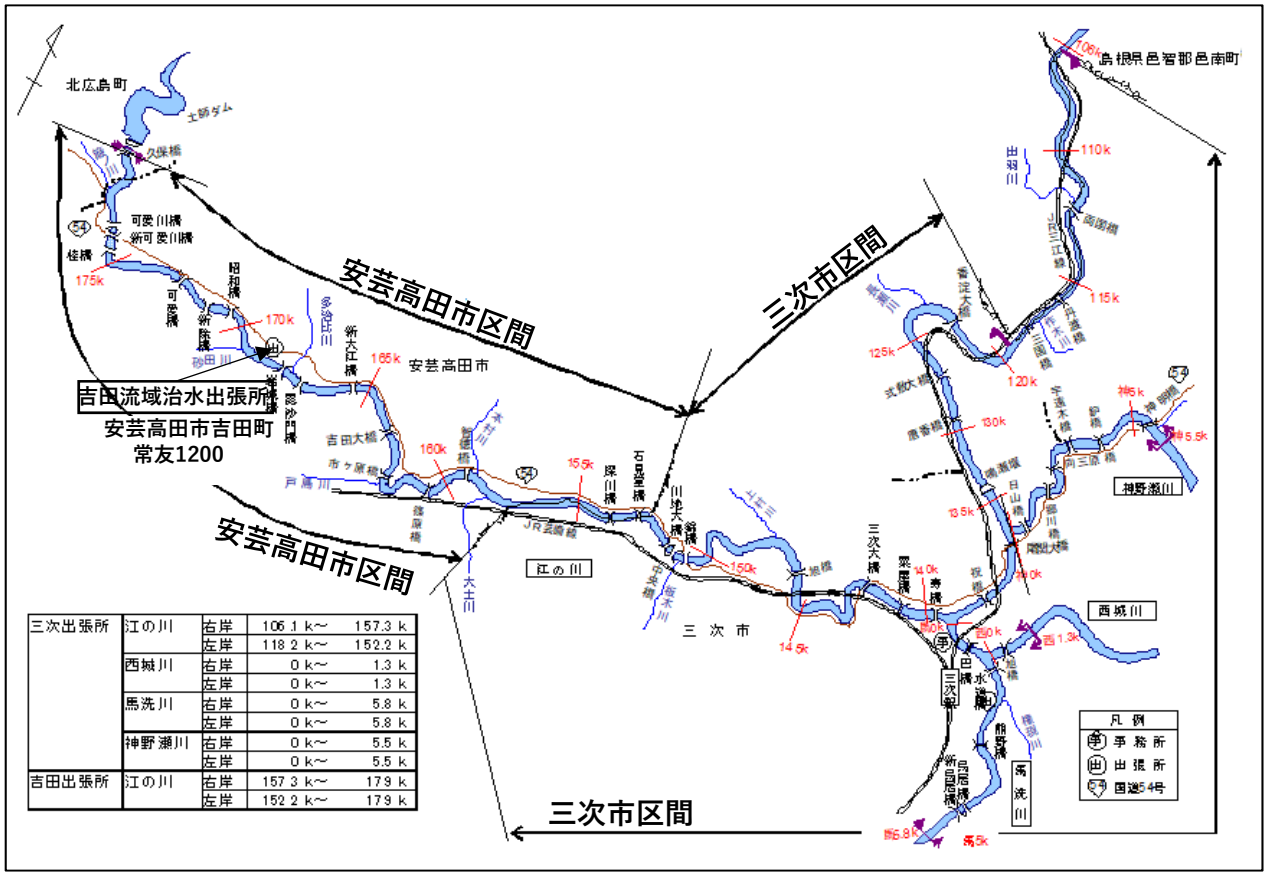

三次出張所	江の川	右岸	106.1k～	157.3k
		左岸	118.2k～	152.2k
	西城川	右岸	0k～	1.3k
		左岸	0k～	1.3k
	馬洗川	右岸	0k～	5.8k
		左岸	0k～	5.8k
	神野瀬川	右岸	0k～	5.5k
		左岸	0k～	5.5k
吉田出張所	江の川	右岸	157.3k～	179k
		左岸	152.2k～	179k

別図－２　『道路災害応急対策担当区域図』（一般国道54号）

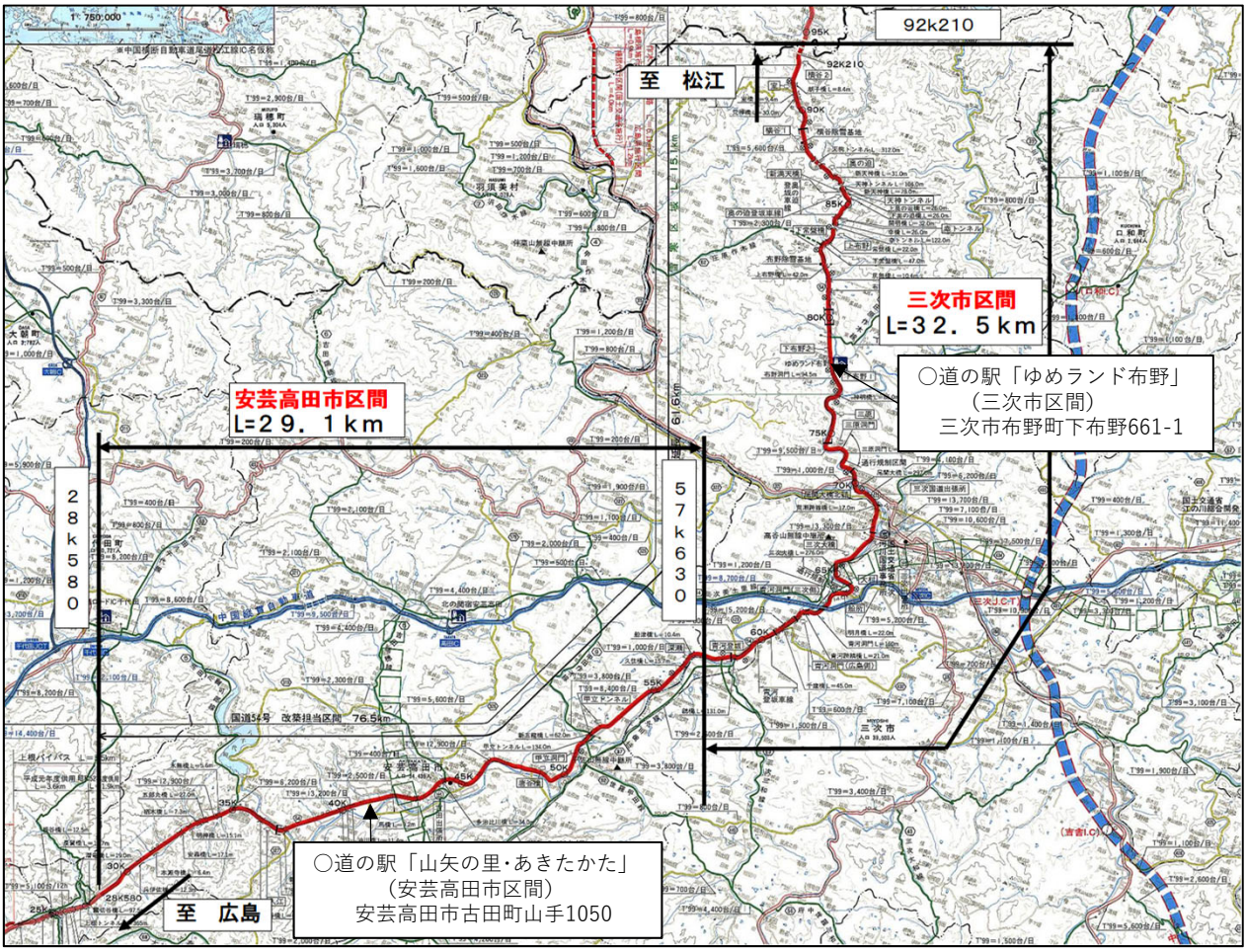

別図－３　『道路災害応急対策担当区域図』（尾道松江線）

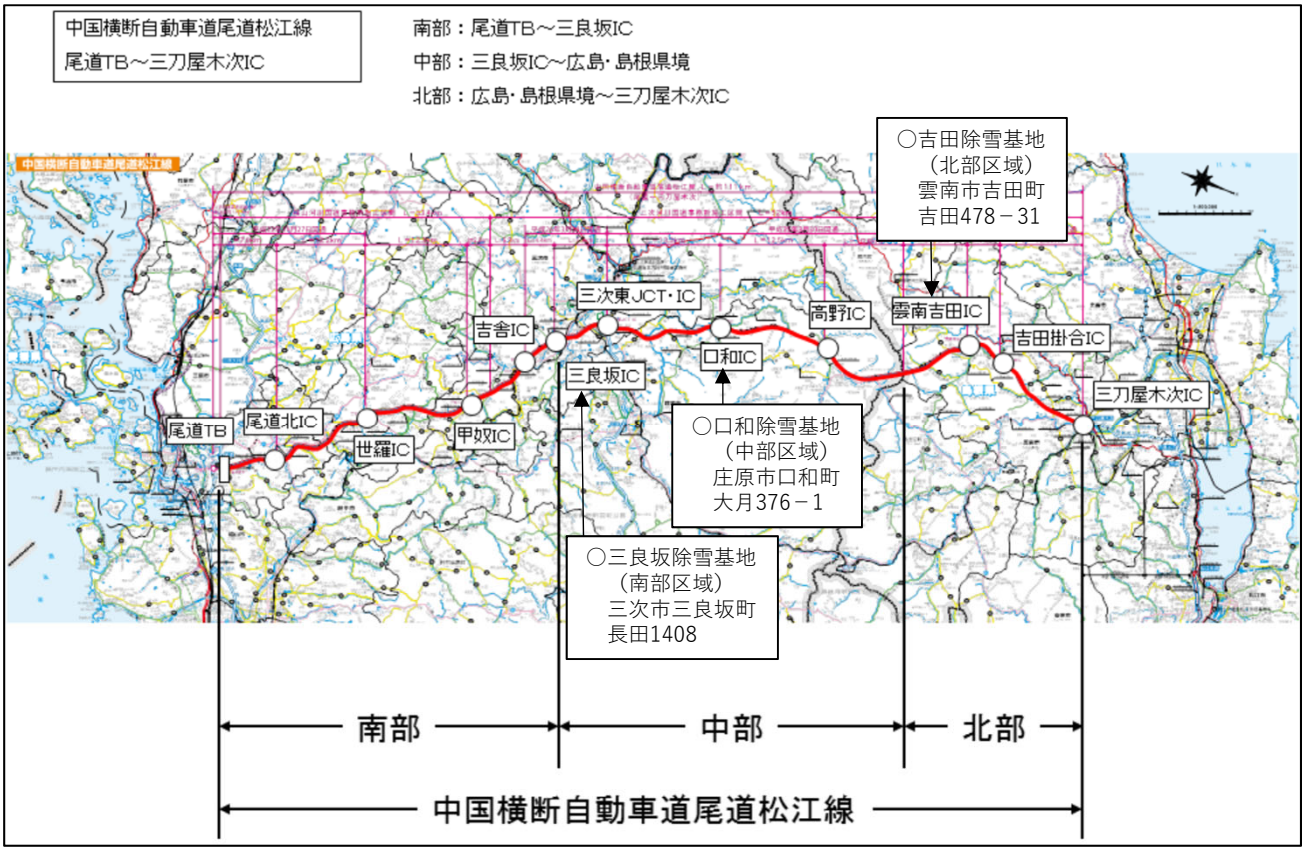

別図－４　『ダム災害応急対策担当区域図』

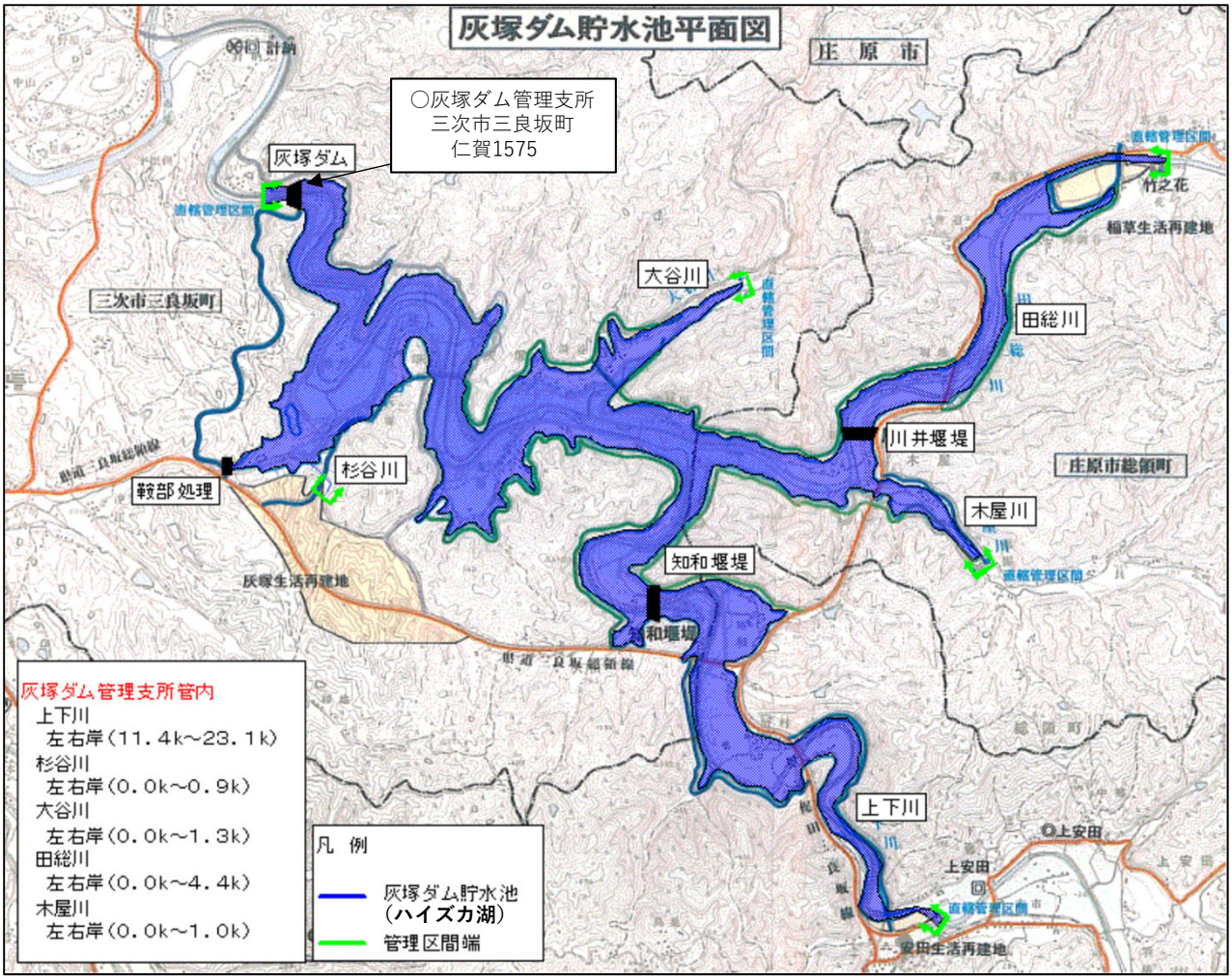
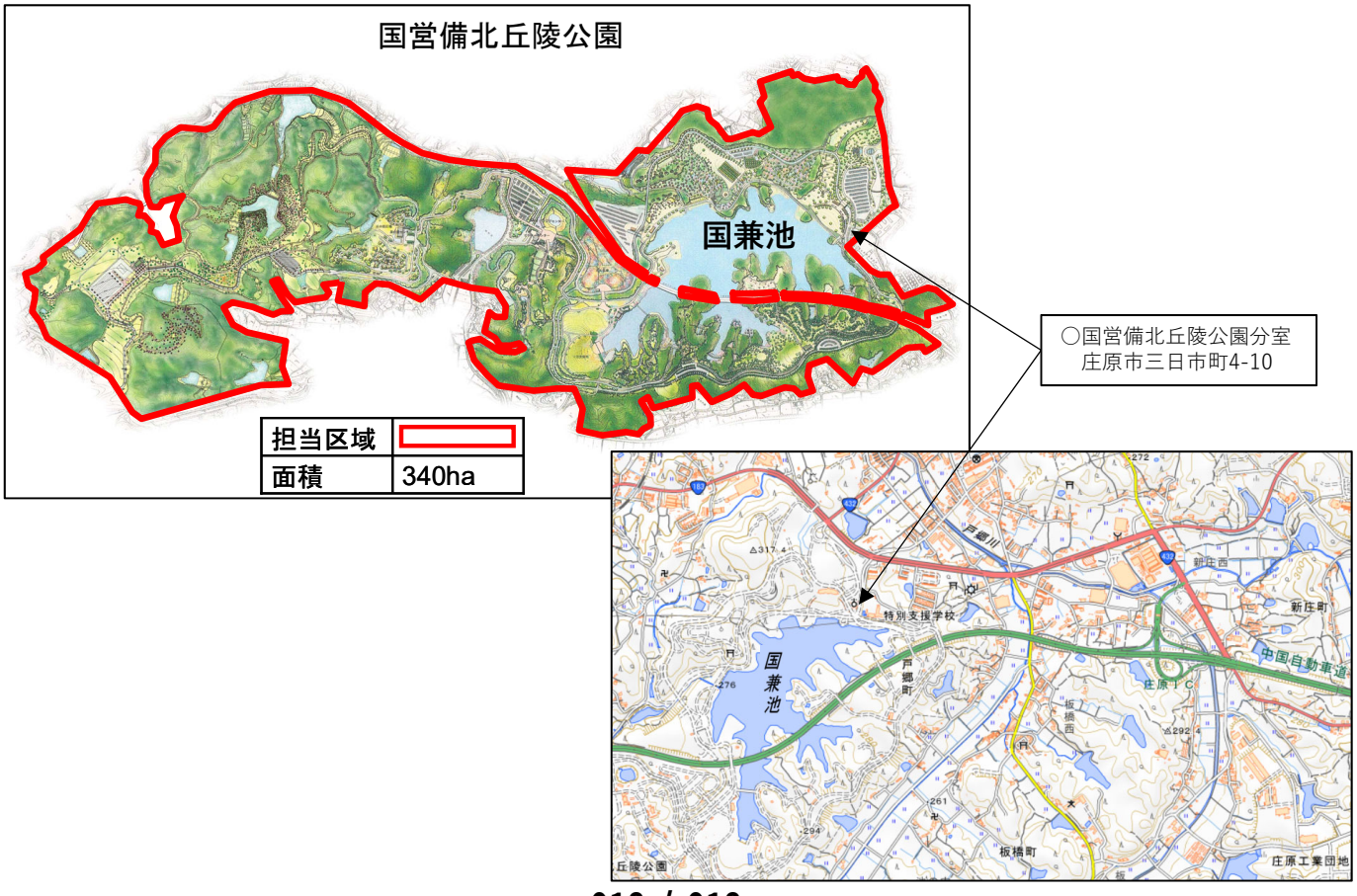
別図－５　『公園災害応急対策担当区域図』